

令和4年度 第1回二宮町地域環境推進員会議 会議記録

日 時：令和4年11月4日(金)
午後1時30分～午後2時30分
場 所：二宮町町民センター 2Aクラブ室
出席者数：16名
事 務 局：安藤生活環境課長/岡部生活環境班長

1. 開 会

2. あいさつ

課 長：本日は、地域環境推進員の役割や活動について、改めてご確認をさせていただき、今後の活動に向けて理解を深めていただく場とするとともに、町のお取組みや地域で起きている環境問題について、情報共有を図り、改善に向けた対策を検討する場にしていただければ幸いです。

地域の環境保全を図っていくためには、皆さま方のご支援が不可欠となりますので、引き続き、お力添え賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

3. 議 題

(1) 地域環境推進員の活動内容、役割について

『地域環境推進員の活動内容、役割について』説明

【意見・質問等】

環境推進員：ごみ置場の管理や移設の問題など、町が直接住民から相談を受けたもので、町だけでは解決しきれないような案件について、地域環境推進員に個々に直接、相談をさせていただき、仲介役を担っていただく場合があるということですが、仲裁の依頼があった際に、実際にどのような言い方で、どのような立場で仲裁に当たっていったら良いのか、具体的に教えてほしい。

事 務 局：町だけでは解決しきれないような案件について、問題がなるべく円滑円満に解決するよう、仲裁にあたっていただきたいと思います。

まずはご相談に乗っていただき、時には間に入って、ご対応いただくこともあろうかと思っておりますので、是非ともご協力をいただきますようお願いいたします。

環境推進員：タバコや犬のフンをポイ捨てしてしまった場合に、取り締まれるようなものはありますか？

事務局：町ではタバコや犬のフンなどのポイ捨てを禁止する法令がありません。

町民の方からご相談いただいた際には、町で作成した啓発看板の設置をお願いしています。

また、町広報紙などにてマナーアップに関し、周知を行っています。

環境推進員：地域美化清掃協議書を2週間前に出してほしいとのことですが、11月13日に実施する予定でいる。間に合いますか？（連絡会は11月4日に開催）

事務局：2週間は目安の期限になりますので、期限を過ぎていても間に合います。

清掃日時が決まり次第、速やかにご提出いただきますようお願いいたします。

環境推進員：生ごみ処理機補助の申請はどのように行ったらよいか？

事務局：生ごみ処理機補助の申請は、町生活環境課窓口（役場地下1階）、また、生ごみ処理機キエーロの申請については町商工会窓口でも行っています。

環境推進員：イノシシの周知について、地区でできることはないか？

事務局：啓発チラシを回覧したいなど、ご要望がありましたら、当課で作成させていただきますのでご相談ください。

基本的には、町広報紙や町ホームページで周知をしているとおり、土地の適正管理や遭遇対策について注意を呼びかける内容のものとなります。

また、よく出没する場所には、注意を呼び掛けるための、注意喚起看板を設置することもできますので、ご要望がありましたらご相談ください。

環境推進員：私有地の木が私道に覆いかぶさっていて困っている。

事務局：私有地及び私道については、町としても立入る権利がないため、大変申し訳ございませんが、地権者の方々の話し合いにより解決していただく内容となります。

環境推進員：公園内でごみをポイ捨てされてしまう、どこに相談したら良いか

事務局：公園を所管する部署は、都市整備課公園緑地班となっております。

相談窓口がわからない場合は、まずは当課にご相談いただければ、当課より担当課へ相談内容をお繋ぎさせていただきます。

環境推進員：地区で一斉清掃した際に、コンビニエンスストアの周りが汚かった。

事業者にも町から注意してもらうことは可能か、また、町で把握することはできないか。

事務局：町から事業者に対して、お話をさせていただくことはできますが、注意とい

うよりは、お願いという形でのご相談になろうかと思えます。

町で毎週月曜日に環境保全パトロールを実施しており、庁用車で不法投棄や不適正排出現場の巡回を行っております。

巡回してほしい箇所がございましたら、巡回ルートに追加させていただくこともできようかと思えますので、ご相談いただきますようお願いいたします。

(3) その他

議題なし

4. 閉 会

以上